

丹波市スポーツ推進委員の公募委員選考実施基準

丹波市スポーツ推進委員の公募委員選考方法及び選考基準を次のとおり定める。

- 1 公募委員を選考する機関として、公募委員選考審査会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会の委員は、次の3人とする。
 - (1) まちづくり部長
 - (2) 文化・スポーツ課 課長
 - (3) 文化・スポーツ課 スポーツ推進係長
- 3 選考方法は、審査会による書類審査と面談とする。
- 4 選考手順
 - (1) 提出された応募書類と面談により、審査会の各委員が総合的に審査し配点を行い、委員の配点を集計した合計配点の高い応募者から順位づけを行う。
 - (2) 審査会の各委員の合議により、選考基準点となる合計配点を決定する。
 - (3) 全ての応募者の配点作業が終了し、順位が決定された後、選考基準点を上回る応募者の中から、上位9人までを審査会の選考結果とする。
 - (4) 選考基準点を上回る応募者が9人に満たない場合は、選考基準を上回る者のみを選考結果とする。
- 5 選考基準
 - (1) 審査は、次の事項について応募者毎に各項目5点満点で行う。
 - ア スポーツの実技の指導歴及び経験。
 - イ スポーツに関する知識。
 - ウ スポーツ活動促進への関心。
 - エ 委員活動への参加意欲。
 - (2) 審査における配点の基準は次のとおりとする。
 - ア 5点・・・非常に優れている
 - イ 4点・・・優れている
 - ウ 3点・・・普通
 - エ 2点・・・意識が低い
 - オ 1点・・・委員としての役割が期待できない
- 6 選考結果通知
 - (1) 審査会における選考結果に基づき、応募者全員に選考結果を郵送により通知する。
 - (2) 選考された応募者は、委員任命の市長決裁を受けた後、他の委員と併せて氏名を公表する。